

＜契約編＞

貸付契約・資金交付及び事業完成報告について

貸付内定から事業完成まで（福祉医療貸付事業）

事務手続きの流れ



①事前確認

- ・事業計画達成の
確実性、妥当性の検証
- ・事業規模、資金計画の
妥当性の確認、検証
- ・貸付契約の円滑な実施

②貸付契約の締結

- ・金銭消費貸借契約証書等
の確認

③抵当権設定

- ・既存物件への抵当権設定内容
の確認

④資金交付

- ・資金交付の妥当性の確認

⑤抵当権設定（建物）

【融資対象建物完成後】

- ・融資対象建物への抵当権設
定内容の確認
- ・火災保険への質権設定

⑥事業完成報告書の提出

- ・融資対象建物の写真
- ・検査済証
- ・補助金交付確定通知書

⑦貸付金の確定

- ・建築工事費、備品費等の減額
による貸付金額への影響の確
認
- ・補助金等の増額による
貸付金額への影響の確認

⑧事業完成確認のお知らせ

- ・建物完成までの手続終了の連絡
- ・当機構の監査、会計検査院の実検査



内定～完成までの具体的確認事項①

①事前確認

- ア 資金計画や事業計画に関する重大な変更事項の有無
- イ 請負業者とのトラブル等による工事遅延の状況
- ウ 建設場所での近隣住民とのトラブル等による工事遅延の状況
- エ 地主からの敷地に関する担保提供の承諾不可の状況
- オ 保証人とのトラブル等による保証参加拒否の状況
- カ 法人事業運営に著しい支障をきたす事態の有無
- キ 行政庁と連携のうえ把握した事態に応じた方針等の検討、決定

②貸付契約の 締結

- 事業計画、資金計画の変更申請、承認
(建築事業費等の増減、贈与金等の入金を含む資金確保の状況、協調融資
機関等からの借入条件等の変更の有無)
- 金銭消費貸借契約証書、抵当権設定契約証書の内容確認
(借入者、連帯保証人、担保提供者の記名押印、印鑑証明書の印影、有効期限
の確認)

③抵当権設定

- 法人所有地の場合
抵当権設定後の登記簿謄本の確認
- 第三者から借地の場合(国有地、市有地などを除く)
工事履行保証保険加入の有無の確認(入札当初から加入意思の表明を)

内定～完成までの具体的確認事項②

④資金交付

資金交付請求書の受付

資金交付後の支払い予定業者及び支払予定額を確認

（資金実行後、業者等への支払いは1カ月以内）

支払い完了後は、支払確認書を提出

⑤抵当権設定 （建物）

融資対象建物の表題登記、または所有権保存登記完了後

建物への抵当権設定手続き

※社会福祉法人等が所有権保存登記を行う場合 登録免許税は非課税

（登録免許税法別表第3に掲げる証明願）

火災保険への質権設定手続き

⑥事業完成報告 の提出

機構以外の借入金の増額による償還計画への影響の確認

介護職員等の確保や入居者の受入の状況（特に創設法人の場合）

⑦貸付金の確定

建築工事費や設備備品の減額による貸付金額への影響の確認

補助金等の増額による貸付金額への影響の確認